公告 第 41 号
令和8年10月8日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第４０４会計隊長　野田　勝美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

１　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6S7D10800020	6SQ61C91002 0001		

品名　または　件名
産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）　ほか2件
部品番号　または　規格
仕様書および調達要領指定書のとおり（混合廃棄物）
使用器材名

予定数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
3,000.00	KG						

納地または工事場所	引渡場所
大分分屯地	大分弾薬支処
搬入場所	納期または工期
補給科　森２曹（２３２）	令和9年2月26日（金）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

２　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

３　契約条項を示す場所
公告及び入札心得等については、別府駐屯地会計隊及び西部方面隊ＨＰに掲示する。

４　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：
入札日時場所　：令和8年10月23日（金）11時00分　別府駐屯地　会計隊入札室

５　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

６　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：単価　契約方式：一般競争

７　注意事項
別紙のとおり

別紙第１－１

１　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」格付「Ｄ以上」で契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
（５）契約条項及び入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。
（６）大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（７）前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（８）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

２　入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

３　落札の決定方法：単価決定（単価は消費税抜きとする）

４　保証金に関する事項
（１）入札保証金：　免除　但し、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。
（２）契約保証金：　免除　但し、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、納入予定日及び数量が予定されていない場合「(予定数量－納入済数量）×単価」の総額(税込)、また、納入予定日及び数量が予定されている場合は、解除を申し出た日以降の「納入予定数量×単価」の総額(税込)の 100 分の 10 以上を違約金として徴収する。

５　公告の掲示場所：陸上自衛隊別府駐屯地、西部方面隊ホームページ（http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/）

６　入札の無効
（１）第１項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
（２）入札金額を訂正してある入札、入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの
（３）暴力団排除に関する誓約を行わなかった者の入札
（４）電信・電話・ＦＡＸによる入札
（５）その他入札に関する条件に違反した入札

７　契約書等作成
（１）落札決定後速やかに、契約書を作成
（２）適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」

８　その他
（１）入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること
（２）競争参加資格審査結果通知書の写しを入札前日必着で提出すること（FAX 可）
（３）遠方等の理由により直接入札に参加できない場合には、入札前日までに必着するように郵送し下記担当者に連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

９　入札及び契約事項に関する問い合わせ先

陸上自衛隊別府駐屯地　第４０４会計隊　契約班　担当　永松（ながまつ）

TEL 0977-22-4311(内線)348　　FAX 0977-23-3433

１０　仕様・規格に関する内容の問い合わせ先

陸上自衛隊大分分屯地　担当　森（もり）

TEL 097-569-3510(内線)232

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6S7D10800020

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号				グループ	納期	包装
1	6SQ61C91002	0001		KG	3,000.00				大分分屯地	
	産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）								大分弾薬支処	
	仕様書および調達要領指定書のとおり（混合廃棄物）								補給科　森２曹（２３２）	
									令和9年2月26日	
2	6SQ61C91003	0001		KG	30,000.00				大分分屯地	
	産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）								大分弾薬支処	
	仕様書および調達要領指定書のとおり　廃プラスチック類（ファイバー容器）								補給科　森２曹（２３２）	
									令和9年2月26日	
3	6SQ61C91004	0001		KG	50,000.00				大分分屯地	
	産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）								大分弾薬支処	
	仕様書および調達要領指定書のとおり　木くず（各種木箱）								補給科　森２曹（２３２）	
									令和9年2月26日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
産業廃棄物処理		ＨＡＭ－Ｙ６７００１５Ｄ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	平成２９年　２月　６日
		変　更	令和　７年　４月１５日
		作成部隊等名	補　給　統　制　本　部

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊が実施する産業廃棄物処理（以下，“処理”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和４６年政令第３００号）

2　役務に関する要求

2.1　一般的要求事項

契約の相手方は，“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”（以下，“法”という。）及び“廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令”（以下，“施行令”という。）に基づき，産業廃棄物の収集，運搬及び処分を行う。

2.2　処理の対象

処理の対象となる産業廃棄物は，**表1**とし，区分，数量，時期及び引渡場所は，調達要領指定書によって指定する。

表1－処理の対象

産業廃棄物の区分		注記
産業廃棄物	汚泥	特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	繊維くず	
	ゴムくず	

表1－処理の対象（続き）

産業廃棄物の区分			注記
産業廃棄物（続き）	木くず		特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。
	金属くず		
	紙くず		
	ガラスくず		
	コンクリートくず		
	陶磁器くず		
	燃え殻		
	がれき類[a)]		
	非飛散性アスベスト		飛散性アスベスト以外
特別管理産業廃棄物	廃油		廃油のうち，揮発油類・灯油類・軽油類
	廃酸		廃酸のうち，ｐＨ ２．０以下のもの
	廃アルカリ		廃アルカリのうち，ｐＨ １２．５以上のもの
	特定有害産業廃棄物	廃油	廃油のうち，トリクロロエチレンなど法に示す有害物質の基準を超えて含むもの
		汚泥・廃酸・廃アルカリ・廃水銀・飛散性アスベスト	施行令第２条の４項の５号に掲げる廃棄物
注[a)] 施行令第二条第九号に規定する産業廃棄物をいう。			

2.3 処理の区分

処理の区分は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，収集，運搬及び処分とする。

2.4 処理基準

処理基準は，次による。

a) 産業廃棄物の処理は，法第１２条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は，法第１２条の２で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.5 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下，“管理票”という。）の処置は，法第１２条の３で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は，**表2**による。

表2－提出書類

番号	名称	数量	提出先	提出時期
1	産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写し	2	契約担当官等	契約締結時

表2－提出書類（続き）

番号	名称	数量	提出先	提出時期
2	管理票（写）[a)]	2	契約担当官等	取得後速やかに。
注[a)] “廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に基づくマニフェスト（A票及びE票の写し）又は電子マニフェスト（受渡確認票運搬終了及び受渡確認票最終処分終了の写し）				

4.2　情報保全

保全は，次による。

a)　陸上自衛隊各駐屯地又は各分屯地（以下，“駐屯地”という。）の立ち入りは，所定の立ち入り手続きを行う。

b)　駐屯地内の行動（出入門手続き，火気取り扱い，作業用通行路など）は，駐屯地の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行い，作業地域外への立ち入りを禁止する。

なお，やむを得ず作業地域以外への立ち入りを必要とする場合は，所定の手続きを行う。

c)　契約の相手方は，この契約の履行に当たり，直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに，別途利用その他への公表などは防衛省の承認なく行ってはならない。また契約終了後も同様とする。

4.3　使用機材・機器・消耗品

処理に必要な使用機材，機器及び消耗品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が準備する。

4.4　安全管理

契約の相手方は，安全に対する検討を行い，必要な措置を講ずるなど安全管理を徹底し，必要によって契約担当官等の指示を受ける。

4.5　破壊・切断などの処置

破壊，切断などの処置が必要なものについては，調達要領指定書によって指定する。

4.6　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発簡番号	2
	調達要求番号	６ＳＱ６１Ｃ９１００２
	調達要求年月日	令和８年９月２９日
	作成部課	九州補給処大分弾薬支処
	作成年月日	令和８年９月２９日
品名		産業廃棄物処理
仕様書番号		ＨＡＭ－Ｙ６７００１５Ｄ

指定事項：

１　仕様書２．２　処理の対象

産業廃棄物区分	材質等	予定重量（kg）	時　期	引渡場所
混合廃棄物	廃プラスチック類（※1）	3，000（※2）	令和９年２月末まで（※3）	大分弾薬支処（分屯地）

※1　主に廃プラスチック類、一部に発泡スチロール・金属くず等含まれる。
※2　予定重量であり実重量は増減あり。
※3　官側希望時期については、契約締結後～令和８年１２月末まで。

２　仕様書３　品質保証

監督官の立合いのもと処分状況を確認するものとし、外部流出防止のため作業の段階ごと撮影し監督官へ提出するものとする。

(1)　積載前（車両に積載前の荷姿）
(2)　積載後（車両に積載後の荷姿）
(3)　破砕前（破砕前の原型）
(4)　破砕後（原型をとどめていない状態）

３　仕様書４．１　提出書類

管理票については、Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票及びＥ票の原本とする。

４　仕様書４．５　破砕・切断などの処置

分屯地内での破砕を基本とし、分屯地外で破砕をする場合は官側の承認を受けるものとする。

(1)　分屯地内での破砕時、破砕場所までの運搬は官側が行うものとし、それ以降については、契約相手方が行うものとする。
(2)　分屯地外での破砕時、積み込みは官側が行うものとし、それ以降については契約相手方が行うものとする。

５　その他の指示

(1)　運搬時は落下防止の処置（シート等）を行うものとする。
(2)　処分状況の確認のため、契約相手方処分施設へ立入り監督するものとする。
(3)　作業実施に当たっては、平日を基準とする。

調達要領指定書	発簡番号	3
	調達要求番号	６ＳＱ６１Ｃ９１００３
	調達要求年月日	令和８年９月２９日
	作成部課	九州補給処大分弾薬支処
	作成年月日	令和８年９月２９日
品名	産業廃棄物処理	
仕様書番号	ＨＡＭ－Ｙ６７００１５Ｄ	

指定事項：

１　仕様書２．２　処理の対象

産業廃棄物区分	材質等	予定重量（kg）	時　期	引渡場所
廃プラスチック類（ファイバー容器）	廃プラスチック類（※1）	30，000（※2）	令和９年２月末まで（※3）	大分弾薬支処（分屯地）

※1　主に廃プラスチック類、一部に金属くず等含まれる。

※2　予定重量であり実重量は増減あり。

※3　官側希望時期については、契約締結後～令和８年１２月末まで。

２　仕様書３　品質保証

監督官の立合いのもと処分状況を確認するものとし、外部流出防止のため作業の段階ごと撮影し監督官へ提出するものとする。

(1)　積載前（車両に積載前の荷姿）

(2)　積載後（車両に積載後の荷姿）

(3)　破砕前（破砕前の原型）

(4)　破砕後（原型をとどめていない状態）

３　仕様書４．１　提出書類

管理票については、Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票及びＥ票の原本とする。

４　仕様書４．５　破砕・切断などの処置

分屯地内での破砕を基本とし、分屯地外で破砕をする場合は官側の承認を受けるものとする。

(1)　分屯地内での破砕時、破砕場所までの運搬は官側が行うものとし、それ以降については、契約相手方が行うものとする。

(2)　分屯地外での破砕時、積み込みは官側が行うものとし、それ以降については契約相手方が行うものとする。

５　その他の指示

(1)　運搬時は落下防止の処置（シート等）を行うものとする。

(2)　処分状況の確認のため、契約相手方処分施設へ立入り監督するものとする。

(3)　作業実施に当たっては、平日を基準とする。

調達要領指定書	発簡番号	4
	調達要求番号	６ＳＱ６１Ｃ９１００４
	調達要求年月日	令和８年９月２９日
	作成部課	九州補給処大分弾薬支処
	作成年月日	令和８年９月２９日
品名	産業廃棄物処理	
仕様書番号	ＨＡＭ－Ｙ６７００１５Ｄ	

指定事項：

１　仕様書２．２　処理の対象

産業廃棄物区分	材質等	予定重量（kg）	時　期	引渡場所
木くず （各種木箱）	木くず（※1）	50，000（※1）	令和９年２月 末まで（※2）	大分弾薬 支処（分屯地）

※1　主に木くず、一部に金属くず等含まれる。

※2　予定重量であり実重量は増減あり。

※3　官側希望時期については、契約締結後～令和９年１月末まで。

２　仕様書３　品質保証

監督官の立合いのもと処分状況を確認するものとし、外部流出防止のため作業の段階ごと撮影し監督官へ提出するものとする。

(1)　積載前（車両に積載前の荷姿）

(2)　積載後（車両に積載後の荷姿）

(3)　破砕前（破砕前の原型）

(4)　破砕後（原型をとどめていない状態）

３　仕様書４．１　提出書類

管理票については、Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票及びＥ票の原本とする。

４　仕様書４．５　破砕・切断などの処置

分屯地内での破砕を基本とし、分屯地外で破砕をする場合は官側の承認を受けるものとする。

(1)　分屯地内での破砕時、破砕場所までの運搬は官側が行うものとし、それ以降については、契約相手方が行うものとする。

(2)　分屯地外での破砕時、積み込みは官側が行うものとし、それ以降については契約相手方が行うものとする。但し、積み荷姿についてはパレット化の状態での積み込みとする。パレットは官側へ返納しその他の梱包材は契約相手方が処分するものとする。

５　その他の指示

(1)　運搬時は落下防止の処置（シート等）を行うものとする。

(2)　処分状況の確認のため、契約相手方処分施設へ立入り監督するものとする。

(3)　作業実施に当たっては、平日を基準とする。

市 場 価 格 調 査 書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

住　　所:
会 社 名:
代表者名:
担当者:
担当者連絡先:

金¥単価契約

内　　訳

No.	品　　名	規　　格	単 位	予定数量	単　価 （税抜）	備　　考
1	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり(混合廃棄物)	KG	3,000.00		
2	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり　廃プラスチック類(ファイバー容器)	KG	30,000.00		
3	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり　木くず(各種木箱)	KG	50,000.00		
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
	小計					

提出期限:　　8.10.21　　17時 まで

産業廃棄物フローチャート

会社名：

品目	規格	収集運搬	中間処理	最終処分
産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）	仕様書および調達要領指定書のとおり（混合廃棄物）			
産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）	仕様書および調達要領指定書のとおり　廃プラスチック類（ファイバー容器）			
産業廃棄物処理（収集・運搬・処分）	仕様書および調達要領指定書のとおり　木くず（各種木箱）			

それぞれの処理を請け負う業者等の記載および、記載された業者の各種許可証も併せて提出をお願い致します。
担　当：別府駐屯地会計隊　契約班　永松
連絡先：0977-22-4311（内348）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊別府駐屯地
第404会計隊長　野田　勝美　　殿

下記見積もりに対して入札及び契約心得及び標準契約書等の契約条項等を承諾の上入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する制約事項について誓約致します。

住　　所:
会 社 名:
代表者名:
担 当 者:
担当者連絡先:

金 ¥単価契約
(税抜金額)

内　訳

No.	品　　名	規　　格	単位	予定数量	単　価 (税抜)
1	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり(混合廃棄物)	KG	3,000.00	
2	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり 廃プラスチック類(ファイバー容器)	KG	30,000.00	
3	産業廃棄物処理(収集・運搬・処分)	仕様書および調達要領指定書のとおり 木くず(各種木箱)	KG	50,000.00	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	小計				
履行場所		大分分屯地			
履行期間		9.2.26			